

議案第46号

羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成25年3月28日 提出

羽曳野市長 北川 嗣 雄

提 案 理 由

国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）の一部改正に伴い、国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度へ移行する場合について、国民健康保険料の軽減判定所得の算定の特例を恒久化する等の措置が講じられたことにより、所要の規定整備を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市国民健康保険条例(昭和35年羽曳野市条例第172号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第3号中「又はイ」を「からウまで」に改め、同号ア中「イ」を「イ又はウ」に改め、「の属する月以後5年を経過する月までの間に限り、同日」を削り、「属する一般被保険者が属する世帯」の次に「であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの」を、「得た数」の次に「と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に4分の1を乗じて得た数の合計数」を加え、同号に次のように加える。

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

第15条の5の2各号列記以外の部分中「又は第2号」を「から第3号まで」に改め、同条第1号中「第2号」を「次号又は第3号」に改め、同条第2号中「属する世帯」の次に「であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月後8年を経過するまでの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第15条第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

第15条の6の5第1項第3号中「又はイ」を「からウまで」に改め、同号ア中「イ」を「イ又はウ」に改め、「得た数」の次に「と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数」を加え、同号に次のように加える。

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した数に4分の3を乗じて得た数

第15条の6の9各号列記以外の部分中「又は第2号」を「から第3号まで」に改め、同条第1号中「第2号」を「次号又は第3号」に改め、同条第2号中「属する世帯」の

次に「であつて特定月以後 5 年を経過する月までの間にあるもの」を加え、同条に次の 1 号を加える。

- (3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第 15 条の 6 の 5 第 1 項第 3 号ウに定めるところにより算定した額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の羽曳野市国民健康保険条例の規定は、平成 25 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 24 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

羽曳野市国民健康保険条例 新旧対照表

新	旧
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率) 第 15 条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア <u>イ又はウに掲げる世帯以外の世帯</u> 一般被保険者に係る基礎賦課総額の 100 分の 15 に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者(法第 6 条第 8 号に該当したことより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて<u>同日の属する月(以下「特定月」という。)</u>以後 5 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に 2 分の 1 を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて<u>特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)</u>の数に 4 分の 1 を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ 省略</p> <p>ウ <u>特定継続世帯</u> アに定めるところにより算定した額に 4 分の 3 を乗じて得た額</p> <p>2・3 省略</p> <p>第 15 条の 2～第 15 条の 5 省略</p> <p>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)</p> <p>第 15 条の 5 の 2 第 15 条の 2 の世帯別平等割額は、第 1 号から第 3 号までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第 1 号から第 3 号までに定める額とする。</p> <p>(1) <u>次号又は第 3 号に掲げる世帯以外の世帯</u> 第 15 条第 1 項第 3 号アに定めるところにより算定した額</p> <p>(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて<u>特定月以後 5 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)</u> 第 15 条第 1 項第 3 号イに定めるところにより算定した額</p> <p>(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率) 第 15 条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 世帯別平等割 ア又はイに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれア又はイに定めるところにより算定した額</p> <p>ア <u>イに掲げる世帯以外の世帯</u> 一般被保険者に係る基礎賦課総額の 100 分の 15 に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者(法第 6 条第 8 号に該当したことより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後 5 年を経過する月までの間に限り、<u>同日</u>以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に 2 分の 1 を乗じて得た数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>第 15 条の 2～第 15 条の 5 省略</p> <p>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)</p> <p>第 15 条の 5 の 2 第 15 条の 2 の世帯別平等割額は、第 1 号又は第 2 号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第 1 号又は第 2 号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>第 2 号に掲げる世帯以外の世帯</u> 第 15 条第 1 項第 3 号アに定めるところにより算定した額</p> <p>(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第 15 条第 1 項第 3 号イに定めるところにより算定した額</p>

退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月後8年を経過するまでの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第15条第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

第15条の6～第15条の6の4 省略

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の6の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

(3) 世帯平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 省略

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した数に4分の3を乗じて得た数

2・3 省略

第15条の6の6～第15条の6の8 省略

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)

第15条の6の9 第15条の6の6の世帯別平等割額は、第1号から第3号までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第1号から第3号までに定める額とする。

(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第15条の6の5第1項第3号アに定めるところにより算定した額

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第15条の6の5第1項第3号イに定めるところにより算定した額

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第15条の6の5第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

以下省略

第15条の6～第15条の6の4 省略

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の6の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

(3) 世帯平等割 ア又はイに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれア又はイに定めるところにより算定した額

ア イに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数を控除した数で除して得た額

イ 省略

2・3 省略

第15条の6の6～第15条の6の8 省略

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)

第15条の6の9 第15条の6の6の世帯別平等割額は、第1号又は第2号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第1号又は第2号に定める額とする。

(1) 第2号に掲げる世帯以外の世帯 第15条の6の5第1項第3号アに定めるところにより算定した額

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第15条の6の5第1項第3号イに定めるところにより算定した額

以下省略